

〔問 2〕 労働基準法に定める労働契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働基準法第 14 条第 2 項の規定に基づく「有期労働契約の締結、更新及び雇止めにに関する基準(平成 15 年厚生労働省告示第 357 号)」によると、期間が 2 か月の労働契約(あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。)を 3 回更新し、4 回目に更新しないこととしようとする使用者は、少なくとも当該契約の期間の満了する日の 30 日前までに、その予告をしなければならない。
- B 労働基準法第 56 条の最低年齢違反の労働契約のもとに就労していた児童については、そもそも当該労働契約が無効であるから、その違反を解消するために当該児童を解雇する場合には、労働基準法第 20 条の解雇の予告に関する規定は、適用されない。
- C 満 60 歳以上で薬剤師の資格を有する者が、ある事業場で 3 年の期間を定めた労働契約を締結して薬剤師以外の業務に就いていた場合、その者は、民法第 628 条の規定にかかわらず、労働基準法第 137 条の規定に基づき、当該労働契約の期間の初日から 1 年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。
- D 使用者は、「表彰に関する事項」については、それに関する定めをする場合であっても、労働契約の締結に際し、労働者に対して、労働基準法第 15 条の規定に基づく明示をする必要はない。
- E 派遣元の使用人は、労働者派遣法第 44 条第 2 項における労働基準法の適用に関する特例により、労働時間に係る労働基準法第 32 条、第 32 条の 2 第 1 項等の規定については、派遣先の事業のみを派遣中の労働者を使用する事業とみなすとされているところから、これらの特例の対象となる事項については、労働基準法第 15 条による労働条件の明示をする必要はない。

第44回(平成24年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準																
本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。																
① 選択式試験は、総得点 26 点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、厚生年金保険法は 2 点以上）である者																
② 択一式試験は、総得点 46 点以上かつ各科目 4 点以上																
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。																
(2) 配点																
① 選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計 40 点満点とする。																
② 択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目 10 点満点、合計 70 点満点とする。																

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑬	⑥	⑬	③	①	D	A	E	B	A	A	B	D	C	E